

第1章 総則

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

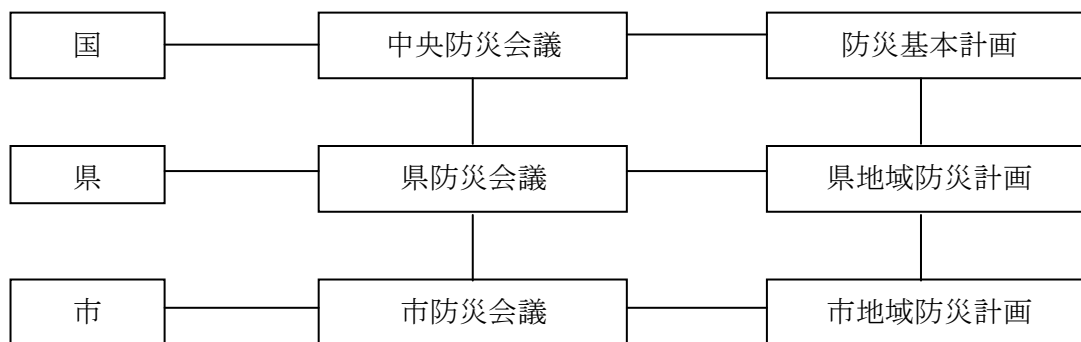
この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、熊谷市の地域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災対策の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 市、県、市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する計画
- (3) 災害応急対策に関する計画
 - ア 防災組織に関する計画
 - イ 情報の収集及び伝達に関する計画
 - ウ 消防、水防等災害防除に関する計画
 - エ 避難、救難、救助、衛生等被災者の救助保護に関する計画
 - オ 自衛隊災害派遣要請の依頼等応援要請に関する計画
 - カ その他災害応急対策に関する計画
- (4) 公共土木施設災害復旧事業の実施、災害（震災）復興対策本部の設置等災害復旧に関する計画

第2 計画の策定

- (1) 市は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、市の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



- (2) 市防災会議の組織及び運営については、関係法令、市防災会議条例、市防災会議に関する規程の定めるところによる。

その任務については、次のとおりである。

なお、防災会議の庶務は、**市長公室**危機管理室がこれにあたる。

- 熊谷市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集する。
- 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(熊谷市防災会議条例第2条)

【資料編】 40 熊谷市防災会議委員一覧表

50(1) 熊谷市防災会議条例

50(2) 熊谷市防災会議に関する規程

第3 計画の構成

この計画は、本編及び資料編で構成する。本編の構成は、次のとおりとする。

本編	第1章 総則
	第2章 災害予防計画
	第3章 風水害応急対策計画
	第4章 事故災害応急対策計画
	第5章 震災応急対策計画
	第6章 災害復旧計画
資料編	第1章 資料
	第2章 様式

第4 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 …………… 熊谷市
- (2) 市本部 …………… 熊谷市災害対策本部又は熊谷市災害警戒本部
- (3) 市地域防災計画 …… 熊谷市地域防災計画
- (4) 県 …………… 埼玉県
- (5) 県本部 …………… 埼玉県災害対策本部
- (6) 県支部 …………… 埼玉県災害対策本部熊谷支部
- (7) 県地域防災計画 …… 埼玉県地域防災計画
- (8) 災対法 …………… 災害対策基本法
- (9) 救助法 …………… 災害救助法

第2節 計画の前提条件

第1 自然条件

1 地形

熊谷市は、埼玉県の北部に位置し、南北約 20km、東西約 14km で、159.88km² の面積を有している。市域の地形の大半は、荒川によって形成された扇状地から漸移したはん濫平野（熊谷低地）となっている。

本市は荒川の流路変化点（流下方向が東方向から南東方向に変化する地点）に位置しているために、過去に洪水はん濫を繰り返し、その結果として、はん濫平野には、旧河道が網状に複雑に存在し、それらに沿うように自然堤防が発達している。

低地は利根川によって形成された旧河道、自然堤防が発達した妻沼低地と、荒川によって形成された扇状地性の堆積物を主体とする熊谷低地に分類され、市域北部を東西に流下する福川がそれぞれの境界線である。

また、市の西部には櫛引台地（標高約 30～60m）が、南部には、比企丘陵北端部にあたる江南台地（標高約 45～60m）がそれぞれ分布しているが、いずれも範囲は狭く、市域のほとんどが標高差の少ない平地となっている。



■熊谷市の地形

（土地分類基本調査「熊谷」「高崎・深谷」から作成）

2 地質

熊谷市の表層地質は、櫛引台地や江南台地に分布するローム層、扇状地、はん濫平野に分布する砂泥を主体とした沖積層に大別される。

台地部は、砂泥れきの互層を主体とした新第三紀中新統を基盤とし、その上位に秩父古生層を起源とする砂れき層（東京層相当層）が堆積し、表層は、櫛引台地では立川ローム層以上の層準のロームが層厚 0.5～2 m で、江南台地では武蔵野ローム層以上の層準のロームが層厚 4～5 m でそれぞれ堆積している。

熊谷低地には、砂れき層（東京層相当層）の上位に未固結の沖積層が堆積しており、層厚は荒川の流下方向と相関し、東にいくほど厚くなる傾向となっている。表層は地形状況を反映しており、旧河道、はん濫原には泥質を主体とした堆積物が、自然堤防には砂質を主体とした堆積物がそれぞれ堆積している。

3 活断層

熊谷市には、旧岡部町～深谷市街地の南方～熊谷市三ヶ尻に至る延長約11kmに及ぶ明瞭な断層崖をもつ深谷断層、深谷市武川付近～熊谷市野原付近に至る延長約3kmの江南断層が存在する。深谷断層は、新旧の河成段丘が撓曲（地表のたわみ）によって西側が相対的に隆起するように変位している。江南断層は北西－南東の走向をもつ縦ずれ断層である。

活断層研究会（1991）によると、深谷断層、江南断層ともに、活断層であることが確実である「確実度Ⅰ」の活断層になっている。

■ 熊谷市域の活断層

断層名	確実度 *1	活動度 *2	長さ [km]	走向	傾斜	断層形態	変位基準	年代 10 ⁴ 年	断層変位		平均変位速度 [m/10 ³ 年]
									上下成分隆 起側 [m]	横ずれ成分 向き [m]	
深谷断層	Ⅰ	B	10	NW	□	撓曲崖	櫛挽面	6～8	W (14)		0.2
						撓曲崖	御陵威ヶ原面	2	W (5.5)		0.3
江南断層	Ⅰ	C	3	NW		撓曲	江南台地面	12	E (10)		0.08
						高度不連続	礫層基底	12	E (10)		0.08
						撓曲	荒川の低位面	2	E (2～3)		0.1

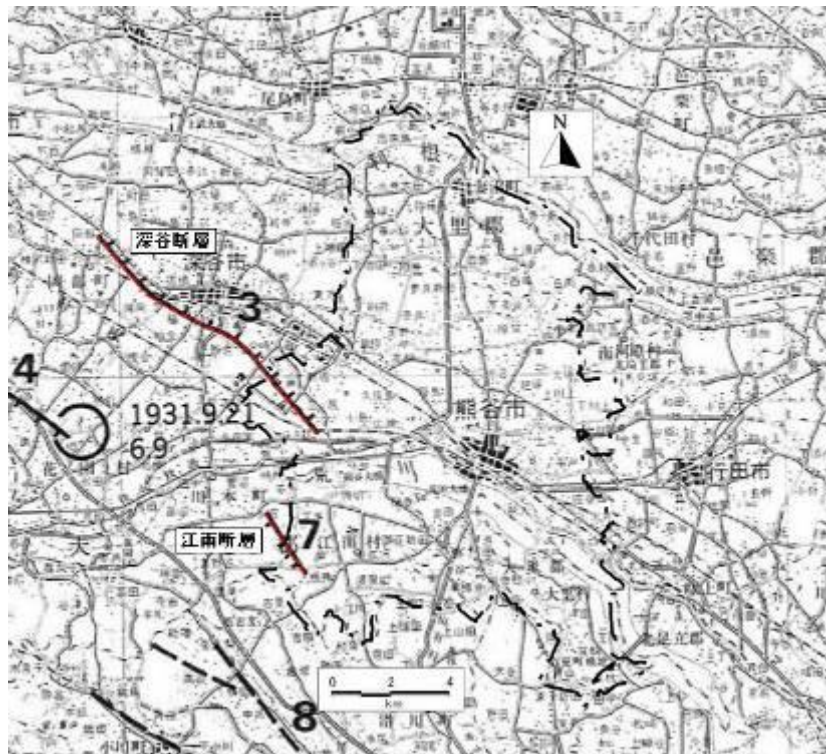
注) 「新編日本の活断層」活断層研究会 (1991年)

*1 確実度Ⅰ：活断層であることが確実なもので、断層の位置や変位の向きが明確なもの

確実度Ⅱ：活断層であることが推定されるもの。すなわち、断層の位置や変位の向きが推定されるが、Ⅰと判定するには決定的資料に欠けるもの。

確実度Ⅲ：活断層の可能性はあるが、変位の向きが不明であったり、他の原因でリニアメントが形成された疑いが残るもの。

*2 第四紀の平均変位速度 s (単位はm/1000年) がA: $10 > s \geq 1$ B: $1 > s \geq 0.1$ C: $0.1 > s \geq 0.01$



■ 熊谷市域の活断層

(活断層研究会「新編日本の活断層」に加筆)

4 気象

熊谷市は、夏季は高温多湿、冬は低温乾燥型の太平洋側気候であるが、内陸性気候の特徴もあわせもっている。熊谷地方気象台における1981年～2010年にかけての年平均気温は15.0℃、降水量は約1300mm、平均風速は2.4mである。月別に見ると8月の平均気温が26.8℃と高く、降水量は台風シーズンの9月に最高となり約210mmである。

また、過去の雨量の極値を見ると、2011年7月に台風第6号の影響による大雨で熊谷市では日降水量204.5mmを観測（観測史上第8位）した。

■熊谷地方気象台の雨量・積雪深の極値

	月降水量	日降水量	時間降水量	降雪の深さ日合計
極値	605.6mm 1941年7月	301.5mm 1982年9月12日	88.5mm 1943年9月3日	43cm 1954年1月24日
統計期間	1897年1月～ 2012年4月	1897年1月～ 2012年4月	1915年1月～ 2012年4月	1953年1月～ 2012年4月

■熊谷地方気象台の気象概況（平均値）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温(℃)	9.4	10.2	13.5	19.5	23.9	26.4	30.1	31.9	27.2	21.7	16.4	11.8
最低気温(℃)	-0.7	0.0	3.1	8.4	13.4	17.8	21.7	23.0	19.3	13.0	6.7	1.6
平均気温(℃)	4.0	4.7	7.9	13.6	18.2	21.7	25.3	26.8	22.8	17.0	11.2	6.3
月雨量(mm)	32.6	34.6	70.5	92.9	111.8	145.4	161.6	192.6	208.3	146.1	59.0	31.0
最多風向	北西	北西	北西	北西	南東	東	東	東	東	北西	西北西	西北西
日最大風速(m/s)	20.0	21.5	20.4	19.8	16.9	17.6	17.1	19.0	31.7	20.5	16.6	17.4

※平年値とは、1981年～2010年までの30年間の平均値。

※日最大風速は、1897年～2011年の観測期間中の月ごとの最大値である。

(気象庁ホームページ気象統計情報より作成)

第2 社会条件

1 人口・世帯

熊谷市の人口は、平成12年をピークに減少傾向にありますが、世帯数は、核家族化の進行により増加している。

また、年齢階層別の人口構成をみると、熊谷市は埼玉県と比較して高齢人口の割合がやや高い状況にある。

■熊谷市の年齢区分別人口

地域	総数	14歳以下(割合)	15歳～64歳(割合)	65歳以上(割合)
熊谷市	204,167	25,911 (12.7%)	133,206 (65.2%)	45,050 (22.1%)
埼玉県	7,271,921	966,726 (13.3%)	4,807,076 (66.1%)	1,498,119 (20.6%)

(「埼玉県町(丁)字別人口調査 平成24年」より作成)

2 土地利用

熊谷市の地目別の面積割合は、田畑等の農地が市域の約40%を占めており、埼玉県内第2位の農業産出額に貢献している。しかし、田畑は年々減少しており、宅地が増加する傾向となっている。

また、山林及び原野は市域全体では約3%と少なく、可住面積が多くを占めている。

3 交通

(1) 道路

熊谷市は、江戸時代に中山道の宿場（熊谷宿）が置かれ、宿場町として栄えて現在に至っている。市内には東西に国道17号及び国道17号バイパス、南北に国道407号が走り、この他国道140号、国道125号も市の中心部付近から分岐しており、埼玉県北部の交通の要衝となっている。また、これらの道路は県地域防災計画において緊急輸送道路となっている。

(2) 鉄道

熊谷市域には、JR東日本の上越・北陸（長野）新幹線及び高崎線、秩父と羽生を結ぶ秩父鉄道本線が東西に通っており埼玉県北部の交通の要衝となっている。

JR熊谷駅及び籠原駅の乗降客数は、最近数年は横ばい傾向となっている。秩父鉄道は熊谷駅で平成14年以降増加傾向にある。

4 産業

熊谷市の産業は、農業産出額が県内第2位、年間商品販売額が県内第3位、製造品出荷額等が県内第5位であり、埼玉県北部における経済拠点となっている。

このため、事業所数、従業員数は、全県と比較すると、第1次産業と第3次産業の割合がともにやや高い。

第3 災害履歴

1 地震

熊谷市域に大きな被害を及ぼした地震は、大正12年(1923年)9月1日の関東地震(マグニチュード7.9)、昭和6年(1931年)9月21日の西埼玉地震(マグニチュード6.9)があげられる。

■埼玉県における被害地震一覧表

発生年月日 マグニチュード	震源地域 経度、緯度 (深さ)	被害記述	市内の被害状況
818. M7.5	関東諸国 36.50、139.50	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まるること数里、百姓の圧死者多数。	不明
878.11.1 M7.4	関東諸国 35.50、139.30	相模・武蔵が特にひどく5~6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往通不通となる。圧死者多数。	不明
1615.6.26 M6.5	江戸 35.70、139.70	家屋破壊、死傷多く、地割れは生じた。詳細不明。	不明
1630.8.2 M6.3	江戸 35.75、139.75	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家家上屋敷では白壁少々落ち、藩ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。	不明
1649.7.30 M7.0	武蔵・下野 35.80、139.50	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・	不明

発生年月日 マグニチュード	震源地域 経度、緯度 (深さ)	被害記述	市内の被害状況
		石の井垣破損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。 (埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。	
1703.12.31 M8.2	関東南部 34.70、139.80	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者がでた。江戸の被害も大きかったが県内の被害の詳細は不明。	不明
1791.1.1 M6.3	川越・蕨 35.80、139.60	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の被損。 川越で喜多院の本社屋根など被損。	不明
1854.12.23 M8.4	東海 34.00、137.80	(埼玉県)推定震度 蕨、桶川、行田5。	不明
1855.11.11 M6.9	江戸 35.65、139.80	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.22km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった、幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。	不明
1859.1.11 M6.0	岩槻 35.90、139.70	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸・佐野・鹿沼で有感。	不明
1894.6.20 M7.0	東京湾北部 35.70、139.80	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。	不明
1894.10.7 M6.7	東京湾北部 35.60、139.80	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。	不明
1923.9.1 M7.9	関東南部 35.20、139.30	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 (埼玉県)死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒。	震度VI。旧熊谷市で負傷者19名、家屋全壊16戸、家屋半壊429戸
1924.1.15 M7.3	丹沢山地 35.50、139.20	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。	不明
1931.9.21 M6.9	埼玉県北部 36.15、139.23 (0km)	(埼玉県)死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。	震度V。旧熊谷市で死者1名、負傷者8名、家屋全壊7戸、家屋半壊3戸
1968.7.1	埼玉県中部	深さが50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。	

発生年月日 マグニチュード	震源地域 経度、緯度 (深さ)	被害記述	市内の被害状況
M6.1	35.59, 139.26 (50 km)	東京で負傷 6 名、家屋一部破損 50、非住家破損 1、栃木 で負傷 1 名。	
1989. 2. 19 M5.6	茨城県南西部 36.01, 139.54 (54 km)	茨城県、千葉県で負傷者 2 人、火災 2 軒。他に塀、車、 窓ガラス等破損、熊谷で震度 3。	震度Ⅲ
2011. 3. 11 M9.0	東北地方太平 洋沖地震 38.06, 142.51 (24km)	未確定	震度Ⅴ強。家屋全 壊 1 戸、家屋半壊 2 戸

(埼玉県地域防災計画に加筆)

(1) 関東地震

大正12年（1923年）9月1日に発生し、地震の規模を表すマグニチュードは7.9であった。埼玉県では、県東部の低地部を中心に、死者316、負傷者497、全壊家屋9,268、半壊家屋7,577の被害が発生した。熊谷市域の被害は、元荒川流域で大きかった。旧熊谷市で負傷者19、全壊家屋16、半壊家屋429の被害が発生した。また、熊谷市周辺では震度は5～6であり、木造家屋全壊率は約1%であった。

(2) 西埼玉地震

昭和6年（1931年）9月21日に発生し、地震の規模を表すマグニチュードは6.9であった。震源断層は榑挽断層とする説もあるが、明瞭な地表変位が確認されていないことから、地震調査研究推進本部（2005）は、榑挽断層の固有規模の活動ではないとしている。

被害は、荒川及び利根川沿いの沖積低地で大きく、埼玉県内で死者11名、住家全壊172戸の被害が発生した。

熊谷市の震度は5であり、建物被害は荒川、元荒川に挟まれた低地で大きかった。また、旧熊谷市域では、死者1名、負傷者8名、家屋全壊7戸、家屋半壊3戸の被害が発生した。

(3) 地震による液状化

熊谷市域では、昭和6年（1931年）の西埼玉地震（マグニチュード6.9）において液状化現象が利根川や荒川に沿った低地等で確認された。

立正大学大学院地球環境科学研究科オープンリサーチセンタープロジェクトの石田武氏ほかの2004年発表論文「1931年西埼玉地震による災害－荒川扇状地周辺の被害状況とその要因－」によると、荒川扇状地周辺では、自然堤防の縁辺部に集中して液状化が発生していることが指摘されており、自然堤防の縁辺部は、相対的に地盤高が低く、地下水位も高いため、液状化現象が発生しやすい環境にあると考えられている。

2 風水害

熊谷市は、市域の大半が利根川、荒川に沿って発達した低地であるため、古くから多くの水害に見舞われてきた。気象原因のほとんどが台風によるもので、昭和41年6月の台風第4号、同年9月の台風第26号、昭和57年9月の台風第18号は、市域に大きな被害をもたらした。

近年は、治水事業の進展や土木技術の発達により被害は減少傾向となっているが、局地的な集中豪雨による中小河川のはん濫や内水はん濫による浸水被害が増加している。

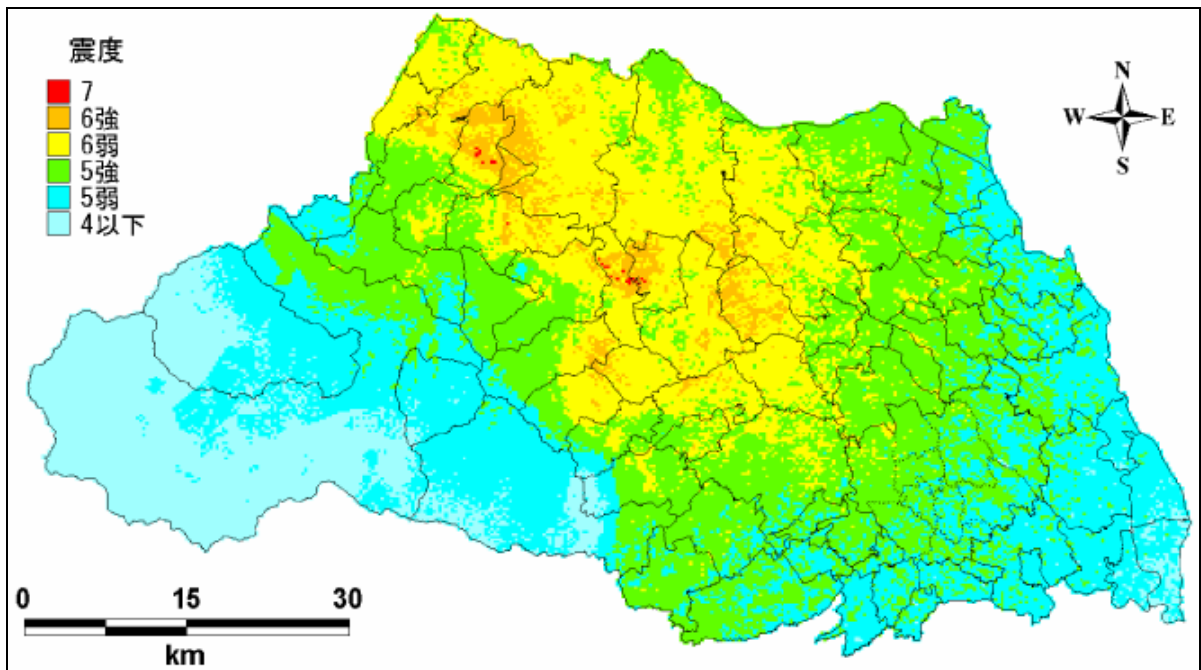
■熊谷市域の主な水害

年 月 気象名	旧熊谷市	旧大里町	旧妻沼町	旧江南町	備 考
昭和 22 年 9 月 カスリーン台風	決壊 100m	-	-	-	
昭和 41 年 6 月 28 日 台風第 4 号	床上浸水 29 戸 床下浸水 1,442 戸	床上浸水 60 戸 床下浸水 185 戸	-	浸水家屋 69 戸	日雨量 267.1mm 最大時間雨量 32.0mm
昭和 41 年 9 月 25 日 台風第 26 号	死者 1 名 負傷者 6 名 家屋全壊 39 戸 家屋半壊 222 戸 家屋破損 1,746 戸 床下浸水 36 戸	家屋全壊 13 戸 家屋半壊 51 戸 家屋破損 508 戸	-	-	総雨量 190mm 最大時間雨量 17.2mm
昭和 49 年 9 月 1 日 台風第 16 号	床上浸水 2 戸 床下浸水 153 戸	-	-	-	日雨量 100.5mm 最大時間雨量 27.5mm
昭和 57 年 9 月 12 日 台風第 18 号	家屋半壊 1 戸 床上浸水 115 戸 床下浸水 2,333 戸 橋梁流失 3ヶ所	床上浸水 28 戸 床下浸水 133 戸	-	浸水家屋 238 戸	総雨量 350.0mm 最大時間雨量 73.5mm
平成 3 年 8 月 台風第 12 号	床上浸水 17 戸 床下浸水 86 戸 橋梁流失 2ヶ所	-	-	-	日雨量 253mm 最大時間雨量 35.5mm

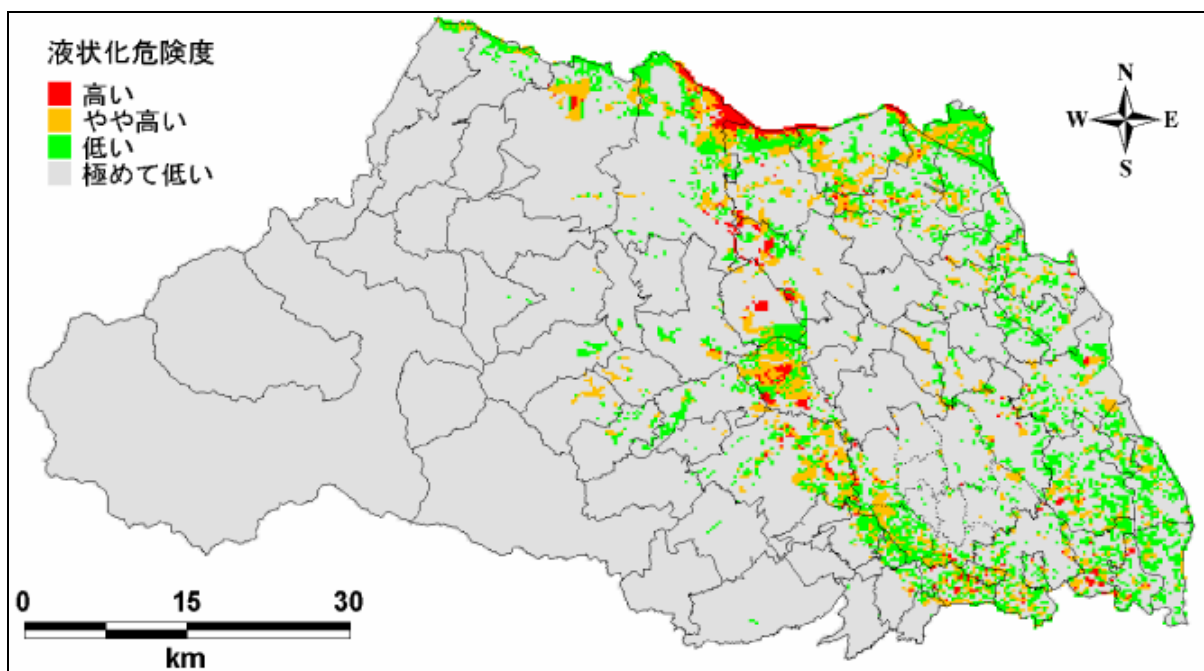
第 4 地震被害想定

埼玉県地震被害想定調査（平成19年度）で想定された東京湾北部地震(M7.3)、茨城県南部地震(M7.3)、立川断層帯による地震(M7.4)、深谷断層による地震(M7.5)、綾瀬川断層による地震(M6.9)のうち、熊谷市域については深谷断層による地震(M7.5)で最大の被害が予測されている。

この場合、震度は熊谷市の広い範囲で6弱以上となり、9百棟近くの家屋が全壊するほか、火災が冬の夕方に発生し風速8mの場合には、1千棟以上の家屋が焼失し、死者は40人に上ると予測されている。



深谷断層による地震(M7.5)の予測震度分布



深谷断層による地震(M7.5)の液状化危険度分布

第5 災害危険箇所

1 浸水想定区域

(1) 荒川

水防法による洪水予報を行う国管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

荒川浸水想定区域は、おおむね200年に1回程度起こる大雨（荒川流域の3日間総雨量548mm）による外水はん濫の想定で、市域の左岸側では福川付近まで広範囲に浸水するおそれがある。また、市域の右岸側では、旧大里町域の大部分が2m～5m浸水するおそれがある。

(2) 利根川

水防法による洪水予報を行う国管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

利根川浸水想定区域は、おおむね200年に1回程度起こる大雨（利根川流域、八斗島上流域3日間総雨量318mm）による外水はん濫の想定で、市域の右岸側では国道17号付近まで広範囲に浸水するおそれがある。

(3) 小山川・福川

水防法による水位情報周知を行う埼玉県管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

小山川・福川浸水想定区域は、おおむね50年に1回程度起こる大雨（24時間総雨量270mm、時間最大86mm）による外水はん濫の想定で、利根川の右岸から国道17号付近まで広範囲に浸水するおそれがある。

(4) 石田川・蛇川

水防法による水位情報周知を行う群馬県管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

石田川・蛇川浸水想定区域は、おおむね60年に1回程度起こる大雨（石田川流域24時間雨量193mm、蛇川流域24時間雨量174mm）による外水はん濫の想定で、石田川の右岸沿いが浸水するおそれがある。

2 浸水想定

埼玉県は、昭和33年9月の台風第17号（狩野川台風）及び昭和57年9月の台風第18号の実績降雨でシミュレーションしたものに、平成18年5月末までに完成した主要な治水施設の効果能力を勘案した浸水想定を行った。

熊谷市域では、櫛引台地、江南台地を除くほとんどの低地部で浸水のおそれがある。

3 土砂災害危険箇所

市内には、砂防事業の基礎調査で把握される急傾斜地崩壊危険箇所（がけ崩れの危険箇所）、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流のうち、急傾斜地崩壊危険箇所の15箇所があり、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、埼玉県より土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定（平成22年6月25日）された。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 概要

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備
- (2) 防災に関する訓練の実施
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善

2 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- (2) 消防、水防その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (5) 施設及び設備の応急の復旧
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 前各号のほか、災害の防衛又は拡大防止のための措置

第2 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(災対法第5条第1項)

第3 県

県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(災対法第4条第1項)

北部地域振興センター

- (1) 県支部応急活動組織の整備に関すること。

- (2) 災害（震災）情報の収集及び報告に関する事。
- (3) 県本部及び管内市町等との連絡調整に関する事。
- (4) 災害（震災）状況の現地調査に関する事。
- (5) 管内市町が実施する応急対策業務等の支援に関する事。
- (6) 熊谷防災基地の開設に関する事。

大里福祉保健総合センター・熊谷保健所

- (1) 保健衛生関係の被害状況の収集に関する事。
- (2) 医薬品、衛生材料及び各種資材の調達あつせんに関する事。
- (3) 各種消毒に関する事。
- (4) 飲料水の水質検査に関する事。
- (5) ねずみ族、昆虫駆除に関する事。
- (6) 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事。
- (7) 災害（震災）救助食料の衛生に関する事。
- (8) 災害（震災）時の上水道の復旧支援に関する事。
- (9) 病院、診療所及び助産所に関する事。
- (10) 被災者の医療及び助産に関する事。

熊谷県土整備事務所

- (1) 降水量及び水位等の観測情報に関する事。
- (2) 洪水予報、水防警報及び水位情報の受理、通報、周知に関する事。
- (3) 県管理の水閘門及び排水機場等に関する事。
- (4) 水防管理団体との連絡指導に関する事。
- (5) 県管理の河川、道路及び橋梁等の災害（震災）状況の調査及び応急修理に関する事。
- (6) 応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施等並びに被災住宅の応急修理手続に関する事。

熊谷警察署

- (1) 情報の収集、伝達及び広報に関する事。
- (2) 警告及び避難誘導に関する事。
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関する事。
- (4) 交通秩序の維持に関する事。
- (5) 犯罪の予防検挙に関する事。
- (6) 行方不明者の捜索と検視（死体見分）に関する事。
- (7) 漂流物等の処理に関する事。
- (8) その他治安維持に必要な措置に関する事。

第4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

（災対法第3条第1項）

関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。
- (3) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。
- (4) 警察通信の確保及び統制に関する事。

関東財務局

- (1) 災害査定立会に関する事。
- (2) 金融機関等に対する金融上の措置に関する事。
- (3) 地方公共団体に対する融資に関する事。
- (4) 国有財産の管理処分に関する事。

関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事。
- (2) 関係職員の派遣に関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事。

関東農政局

- (1) 災害予防対策
 - ア ダム・堤防・ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又はその指導に関する事。
 - イ 農地・農業用施設等を防護するため防災ダム・ため池・湖岸堤防・土砂崩壊防止・農業用河川工作物・たん水防除農地浸水防止等の施設の整備に関する事。
- (2) 応急対策
 - ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。
 - イ 災害地における種もみ、その他営農資機材の確保に関する事。
 - ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。
 - エ 災害時における農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。
 - オ 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関する事。
 - カ 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀並びに乾パンを確保供給する事。
- (3) 復旧対策
 - ア 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地・農業用施設等について必要がある場合の緊急査定の実施に関する事。
 - イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。

関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関する事。
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。

関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
- (2) 商工鉅業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
- (3) 被災中小企業の振興に関する事。

関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。
- (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

関東運輸局 埼玉運輸支局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。
- (3) 災害時における不通区間の迂回輸送の指導に関すること。

東京航空局東京空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (3) 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

東京管区气象台（熊谷地方气象台）

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- (2) 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る。）及び水象の予報及び警報に関すること。
- (3) 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。
- (4) 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

関東総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理に関すること。
- (2) 防災及び災害対策用無線局の開設・整備についての指導に関すること。
- (3) 災害時における非常通信の確保に関すること。
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。
- (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関すること。

埼玉労働局（熊谷労働基準監督署・熊谷公共職業安定所）

- (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- (2) 職業の安定に関すること。

関東地方整備局（利根川上流河川事務所・荒川上流河川事務所・大宮国道事務所）

管轄する河川、道路、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

- (1) 災害予防
 - ア 災害（震災）対策の推進
 - イ 危機管理体制の整備
 - ウ 災害・防災に関する研究、観測等の推進
 - エ 防災教育等の実施
 - オ 防災訓練
 - カ 再発防止対策の実施

- (2) 災害応急対策
 - ア 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
 - イ 活動体制の確保
 - ウ 災害発生直後の施設の緊急点検
 - エ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - オ 災害時における応急工事等の実施
 - カ 災害発生時における交通等の確保
 - キ 緊急輸送
 - ク 二次災害の防止対策
 - ケ ライフライン施設の応急復旧
 - コ 地方公共団体等への支援
 - サ 被災者・被災事業者に対する措置
- (3) 災害復旧・復興
 - ア 災害復旧の実施
 - イ 都市の復興
 - ウ 被災事業者等への支援措置

第5 陸上自衛隊（陸上自衛隊第32普通科連隊）

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
 - ウ 県地域防災計画と合致した防災訓練の実施
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。
 - イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災対法第6条第1項）

東日本旅客鉄道(株)高崎支社（熊谷駅、籠原駅）

- (1) 災害により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと。
- (2) 災害により線路が不通となった場合
 - ア 列車の運転整理及び折返し運転、迂回を行うこと。
 - イ 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をする。
- (3) 線路、架線、ずい道、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。
- (4) 負傷者の救護及び避難・誘導を行うこと。
- (5) 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。

- (6) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと。

東日本電信電話(株)埼玉支店・(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店

- (1) 電気通信設備の整備に関すること。
- (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

郵便事業(株)

- (1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
- (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること。

日本赤十字社埼玉県支部

- (1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）を行うこと。
- (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。
- (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。

NHKさいたま放送局

- (1) 県民に対する防災知識の普及に関すること。
- (2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。

東京電力(株)(熊谷支社)

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

東京ガス(株)(熊谷支社)

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること。
- (2) ガスの供給の確保に関すること。

秩父鉄道(株)

- (1) 鉄道施設等の安全保安に関すること。
- (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

(社)埼玉県トラック協会

災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

各土地改良区

- (1) 防災ため池等の設備の整備と管理に関すること。

- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
- (3) たん水の防排除施設の整備と管理に関すること。

水害予防組合等（荒川北縁水防事務組合・大里郡利根川水害予防組合）

- (1) 水防施設資材の整備に関すること。
- (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。
- (3) 水防活動に関すること。

(株)テレビ埼玉・(株)エフエムナックファイブ

- (1) 県民に対する防災知識の普及に関すること。
- (2) 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。

(社)埼玉県医師会（(社)熊谷市医師会）・(社)埼玉県歯科医師会（(社)熊谷市歯科医師会）・(社)埼玉県看護協会（第1支部）

- (1) 医療及び助産活動の協力に関すること。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

(社)埼玉県バス協会

災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。

(社)埼玉県エルピーガス協会（熊谷支部）

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること。
- (2) ガスの供給の確保に関すること。
- (3) カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

（災対法第7条第1項）

くまがや農業協同組合

- (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
- (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
- (5) 農産物の需給調整に関すること。

熊谷市社会福祉協議会

- (1) 災害時要援護者の支援に関すること。

- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

熊谷商工会議所・くまがや市商工会等商工業関係団体

- (1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。

熊谷市米穀商組合等食品関係団体

- (1) 災害時における食品の供給及び物価安定についての協力に関すること。
- (2) 被災者に対する炊き出しの協力に関すること。

熊谷トラック事業協同組合

災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する
こと。

熊谷木材協同組合・熊谷市建設業協会・埼玉県電気工事工業組合・熊谷市管工事業協同組 合

- (1) 公共土木施設・公共建築物の応急対策の協力に関すること。
- (2) 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること。
- (3) 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること。
- (4) その他災害時における復旧活動の協力に関すること。

熊谷ケーブルテレビ(株)

- (1) 市民に対する防災知識の普及に関すること。
- (2) 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。

アマチュア無線熊谷クラブ

災害時における無線による通信連絡の確保の協力に関すること。

デパート、スーパー等大規模店舗事業所

- (1) 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- (2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること。

病院等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。
- (2) 被災時の病人等の収容、保護に関すること。
- (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。

社会福祉施設等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。
- (2) 被災時の入所・通所者の収容、保護に関すること。
- (3) 災害時における災害時要援護者の一時入所等の協力に関すること。

金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関すること。

学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。
- (2) 被災時における教育対策に関すること。
- (3) 被災施設の災害復旧に関すること。
- (4) 災害時における避難所及び物資集配所の開設の協力に関すること。

熊谷市国際交流協会

市が行う外国人救援活動への協力に関すること。

熊谷市赤十字奉仕団・福祉関係団体

- (1) 市が行う災害時要援護者の支援の協力に関すること。
- (2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の救援業務の協力に関すること。
- (3) その他市が実施する応急対策活動についての協力に関すること。

介護保険サービス事業者等福祉関係事業者

- (1) 災害時における災害時要援護者の安否確認、安全避難支援の協力に関すること。
- (2) その他市が行う災害時要援護者の支援の協力に関すること。

P T A等その他地域団体

市が実施する応急対策活動についての協力に関すること。

自主防災組織等住民組織

- (1) 災害時における組織的初期消火の実施に関すること。
- (2) 避難者の誘導及び負傷者等の救出救護の協力に関すること。
- (3) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運營業務の協力に関すること。
- (4) その他市が実施する応急対策活動についての協力に関すること。

【資料編】1 防災関係機関一覧

第4節 防災ビジョン

第1 計画策定の基本的視点

近年の都市化、少子高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化に伴い、ひとたび大規模災害が発生した場合に出現する被害の大規模化、被害態様の複雑化・多様化の潜在的可能性が著しく増大している。平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成12年9月の東海豪雨災害、平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震、そして平成23年3月の東日本大震災に至るまで、近年相次いで発生した大規模災害は多くの教訓をわれわれに示している。

災害による人的・物的被害の最小化を図るためには、それらの大規模災害の教訓に深く学び、予防・警戒・応急・復旧の各計画分野を一貫する体系的かつ総合的な地域防災計画を策定し、市の各部局・市民・事業所・団体、その他市域にあるすべての組織、個人が手を携えて、計画を確実に実行することが必要である。

そのため、以下の3点を地域防災計画策定の基本的視点として、「災害に強いまちづくり」実現をめざすこととする。

- ◇地震・風水害に強い都市構造の形成
- ◇防災施設・設備等の整備、並びに減災に徹した警戒・応急・復旧対策実施体制の整備
- ◇地域防災力の向上

第2 災害に強いまちづくり

1 地震・風水害に強い都市構造の形成

(1) 震災に強い都市構造の形成

震災による被害を最小限に止める決定的方策は、燃え難く、壊れにくい都市とすることである。そのため、市街地のゆとりある面的整備、公園・緑地・農地等オープンスペースの確保・保全を進めるとともに、防災上重要な公共建築物の耐震化・不燃化並びに道路等交通施設、上下水道・電気・ガス等ライフライン施設の耐震化を強力に進める。また、その他の建築物についても耐震診断の実施、耐震性が不足する建築物に対する耐震化・不燃化を促す。

(2) 風水害に強い都市構造の形成

燃え難く、壊れにくい都市は、風水害に対しても強い都市である。そのため、震災に強い都市構造の形成を進めるとともに、さらに風水害による被害を最小限に止めるための方策として、ある程度の洪水に対して防御し得る河川整備、河川への降雨流出を抑制するための調節池整備、同じく雨水利用の推進など、ハード、ソフト両面にわたり総合的な治水能力の向上を図る。また、急傾斜地崩壊対策事業の推進、防災に配慮した土地利用の誘導により土砂災害に強いまちづくりをあわせて進める。

2 防災施設・設備等の整備、並びに減災に徹した警戒・応急・復旧対策実施体制の整備

(1) 防災施設・設備等の整備

防災拠点となる市本庁舎、各分庁舎における防災のための施設・設備等の整備・強化、常備消防力としての消防本部・消防署、非常備消防力としての消防団における施設・設備等の整備強化を図るとともに、市街地における延焼火災発生時のための避難地の確保等安全避難のための環境整備を進める。

(2) 減災に徹した警戒・応急・復旧対策実施体制の整備

災害後の救援・救護対策を迅速かつ的確に実施するため、直後に想定される様々な混乱下においても機能し得る緊急輸送環境の整備、市内救急告示病院等を中心とした災害時医療救護体制の整備、社会福祉施設等を中心とした災害時要援護者支援体制の整備、地域住民と福祉関係者とを実施主体とした災害時要援護者の安全避難支援体制の確保並びにその他被災者の救援体制の環境整備を進める。

3 地域防災力の向上

災害時における被害の軽減を図る上で、応急対策の担い手としての職員、そして「自らの安全は自ら守る」ための市民が、事に際して、迅速かつ的確に行動できるかどうかは極めて重要である。また、市等防災関係機関職員、事業所等管理者・関係者及び市民が一体となって、活動できるかどうかは重要である。

地域防災計画や各種マニュアルの公表、周知及び習熟、各地域における危険区域・箇所に関する情報の公開及び周知、減災を図る上で必要な防災知識の普及、防災意識の啓発を進めるとともに、実践的な防災訓練を通じた市職員、事業所等管理者・関係者及び市民の連携の強化、地域における相互扶助防災体制の強化を進める。

また、家庭及び事業所内における、救助活動等防災のための資機材、水・食料・生活必需品等物資の備蓄の確保を促す。

第5節 市民及び事業所の基本的責務

防災活動の基本は、市民一人ひとりが防災についての正しい知識と行動力を身に付け、「自らの安全は自ら守る」ということである。市民はこの原点に立って、日ごろから食料の備蓄など、自主的に災害（震災）に備えるとともに、市が行う消火・救援活動などの防災活動と連携・協力し、被害を軽減するため、市民自ら被害の事前防止及び拡大防止に努めなければならない。

また、事業所は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理体制を強化、防災訓練の実施、非常食料の備蓄など災害（震災）に即応できる計画的な防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の防災活動への積極的な協力を努めなければならない。

市民及び事業所の基本的責務は以下のとおりとする。

第1 市民

- (1) 災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために、地域において相互に協力すること。
- (2) 県及び市が行う防災に関する事業に協力すること。
- (3) 県及び市が行う災害応急対策、災害復旧対策に協力し住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。

第2 事業所

- (1) 事業活動において、企業市民としての責任を自覚し災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために最大の努力を払うこと。
- (2) 災害発生後、従業員・来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し地域住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。
- (3) 県及び市が行う防災に関する事業に協力し、最大の努力を払うこと。
- (4) 県及び市が行う災害応急対策、災害復旧対策に協力し、地域全体の公共的福祉の向上に努めること。
- (5) 事業継続計画（BCP）の作成、更新により、災害発生直後の応急対策期経過後は、一時も早く業務を再開できるよう努めること。